

日本の法曹有資格者による日本企業（特に中小企業）の支援の方策等を検討するための調査研究

問題点・現状

- 日本企業の海外展開はグローバル化に伴い増加傾向
→ 特にアジア新興国を中心に法制度や運用の不備がビジネスリスクに。

「経済財政運営と改革の基本方針2016」においても海外市場をめぐる法や運用等の調査・研究を活用した企業活動の支援を含むビジネス環境整備を行うとされている。

日本企業が直面する法的リスクの実情等を把握する必要

調査委託の方法等

○法曹有資格者を、日本企業が多く進出し、または今後の進出が見込まれるアジア新興国に派遣

平成28年度は3か国（フィリピン、ミャンマー、インド）において調査を実施。（フィリピンは今年度まで）

→平成29年度は、ミャンマー、インドにおける調査を継続するとともに、既に調査が終了している3か国（シンガポール、タイ、インドネシア）の調査結果をアップデートするための調査を実施予定。

○現地における調査方法

- 現地法令等の文献調査、現地当局からのヒアリング
- JETRO等の現地関係機関からのヒアリング、現地日本企業へのヒアリング・アンケート・セミナー等の実施

調査結果を公開し、日本企業と情報共有を進める

効果

日本企業（特に中小企業）

- 直面しやすい法的問題の実態
- 法的問題に対する対応の在り方
- 現地関係機関との連携等の情報を共有。事業展開の足がかりに。

現地での活躍を目指す法曹有資格者

- 現地法制度やその運用上の留意点
- 現地における日本の法曹有資格者の活動規制
- 日本企業による法的支援のニーズの実情等の情報を共有。海外展開のきっかけに。

日本の法制度の情報発信に関する政府の取組み(法令外国語訳)について

「グローバル化する世界で、我が国の法令が容易かつ正確に理解されることは極めて重要であり、そのためには、我が国の法令が外国語に適切に翻訳され、その翻訳を容易に利用し得ることが必要不可欠である。」(「最終報告」平成18年3月23日法令外国語訳・実施推進検討会議)

法令外国語訳の仕組み

③ 関係各省庁

法務省の品質検査を受けて、法令翻訳を完成、法務省に提出
⇒ 法務省は専用のホームページで公開

法令外国語訳推進会議
検査の結果を基に、
標準対訳辞書を改善

② 法務省

各省庁から提出を受けた翻訳原案を、公開に耐えうる品質の確保という観点から、標準対訳辞書の活用、ネイティブチェック等による検査

① 関係各省庁

関係省庁連絡会議によって決定された翻訳計画に基づき、所管法令につき、翻訳原案を作成

法令外国語訳の現状

専用ホームページにおいて、

公開している法令数：**551** 法令

アクセス状況：一日平均**53,000**件

⇒ 世界80以上の国や地域からアクセスあり

アクセスの多い上位10法令(過去一年)

	法令名
1	会社法(第一編第二編第三編第四編)
2	金融商品取引法
3	特許法
4	商標法(暫定版)
5	民法(第一編第二編第三編)
6	会社法(第五編第六編第七編第八編)
7	会社更生法(暫定版)
8	出入国管理及び難民認定法
9	保険業法
10	刑法

※ データはいずれも平成29年1月末現在

経済財政運営と改革の基本方針2016(骨太の方針)
(H28.6.2 閣議決定)

- TPP等に対応した海外の成長市場との連携強化
 - 対日直接投資の更なる促進
- TPPを契機に、我が国が貿易・投資の国際中核拠点となることを目指し、…対日直接投資を更に促進する。…**日本法令の外国語訳の拡充**…など、対日直接投資促進のための環境整備に取り組み。

グローバル・ハブを旨とした対日直接投資促進のための政策パッケージ
(H28.5.20 対日直接投資推進会議決定)

- 外国企業進出の障害となっている課題の解決方策
 - 日本法令の外国語訳の拡充
- 政省令、告示、通達等を含めた法令について、高品質を維持するための子エック体制を構築しつつ、**2020年度までに新たに500以上の法令の外国語訳を公開**することを旨す。

インフラシステム輸出戦略(平成28年度改訂版)
(H28.5.23 経協インフラ戦略会議決定)

- 企業のグローバル競争力強化に向けた官民連携の推進
 - インフラ海外展開のための法制度等ビジネス環境整備
- 我が国の**ビジネス関係法令の高品質な英訳を迅速に作成**し、これを法制度整備支援を展開する際に相手国ニーズに応じて提供するほか、このような英訳を海外に発信することを通じ…我が国企業が国際競争力を強化する前提となる情報基盤を整備

日本再興戦略2016
(H28.6.2 閣議決定)

- 海外の成長市場の取り込み
 - 対内直接投資誘致の強化
- 外国企業を呼び込む上での障害となる事業環境、生活環境の抜本的な改善を図るため、…**日本法令の外国語訳の拡充**にも…取り組んでいく。

知的財産推進計画2016
(H28.5.9 知的財産戦略本部決定)

- 知財システムの基盤整備
 - 知財紛争処理に関する情報公開・海外発信
- 我が国の知財関係等の法令の透明性を高め、我が国の企業が知財を武器に国際的な事業活動を円滑に行えるビジネス環境を整備するため、我が国の**知財関係等の法令の高品質な英訳を迅速に作成し、海外発信**する。

持続可能な開発目標(SDGs)実施指針
(H28.12.22 SDGs推進本部決定)

- (具体的施策(付表))
- 平和と安全・安心社会の実現
 - 法の支配の促進
- 我が国の法令が外国語に適切に翻訳され、その翻訳が、国内外を問わずインターネット等を通じて容易に利用し得る環境を整備するため、**日本法令の外国語訳の作成・公開を推進**する。